



■ **住宅のリフォームをされる方にその費用の一部を補助します。**
4月1日（火）から先着順とし、予算の範囲内で随時受け付けます。

【目的】

地域経済の活性化と町内産業の雇用促進を図り、快適な住環境づくりのための定住促進をめざすために、町民のみなさんが自ら居住する住宅のリフォームする工事に対して補助します。

【補助の条件】

- ① 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に登録されている者
- ② 町内に建築している住宅
- ③ 持ち家で自己が居住している住宅
- ④ 工事経費が 20 万以上の工事
- ⑤ 工事予定の施工者は町内業者であること ※①～⑤のすべてに該当しないとけません

※新築は該当しません。

※住宅のリフォーム工事への費用補助は 1 回限りです

■ 対象となる工事

- ① 住宅などの増改築、修繕又は補修、バリアフリー等の工事
- ② 内壁の張替や塗替などの模様替え工事
- ③ 住宅の耐久性を確保するための改修工事
- ④ 水洗化に伴うトイレの内装、設備改善工事
- ⑤ 住宅の屋根、外壁などの塗装だけの工事

※これから、リフォームを計画する者で平成 27 年 3 月末完成見込みのものです。

■ 対象とならない工事

- ① 住宅設備備品だけの経費（家具や家電製品の購入費）
- ② 住宅に付随する自動車庫の設置、修繕補修工事
- ③ 既成テラス設置のみの工事
- ④ 門扉や堀などの外構工事
- ⑤ ソーラーシステム工事

● 補助金の額

- ① 一般 対象工事費 10%（千円未満切り捨て）…………… **最高 15 万円を補助**
- ② 特別 対象工事費 20%（千円未満切り捨て）…………… **最高 30 万円を補助**

※特別の要件

- 居住している世帯の中に 18 歳未満の子がいるもので、その子の部屋等を増改築するもの。
 - 居住している世帯の中に 65 歳以上がいるもので、その者の部屋等を増改築するもの。
 - 居住している世帯の中に障害者等がいるもので、その者の部屋等を増改築するもの。
- ※年齢の基準日は平成 26 年 4 月 1 日です。

【詳しい制度のお問い合わせ先】

本庁企画課 TEL 22-3032 支所地域振興課 TEL 25-2511